令和6年第2回長与町議会定例会会議録(第5号)

招集年月日令和6年6月4日本日の会議令和6年6月14日招集場所長与町議会議場

出席議員

	1番	下	町	純	子	議員	2番	堀			真	議員	3番	藤	田	明	美	議員
	4番	畄	田	義	晴	議員	5番	八	木	亮	三	議員	6番	松	林		敏	議員
	7番	西	田		健	議員	8番	浦	Ш	圭	_	議員	9番	中	村	美	穂	議員
]	0番	安	部		都	議員	11番	金	子		恵	議員	12番	Щ	口	憲	一郎	議員
1	3番	堤		理	志	議員	14番	竹	中		悟	議員	15番	西	岡	克	之	議員
]	6番	安	藤	克	彦	議員												

欠席議員

なし

職務のため出席した者

 議 会 事 務 局 長 荒 木 秀 一 君
 議 事 課 長 福 本 美也子 君

 係 長 江 口 美和子 君 主
 査 村 田 潤 哉 君

説明のため出席した者

町 長 吉田愼一君 副 町 長 鈴木典秀君 教 育 長 金崎良一 君 総 長 青 田浩二君 務 部 建設產業部長 山口新吾君 住民福祉部長 宮崎伸之君 健康保険部長 山本昭彦君 長 渡部守史君 水 道 局 会 計 管 理 者 田中一之君 育 次 長 司裕子君 教 宮 総 務 課 長 荒木 隆 君 財 課 長 北野靖之君 政

本日の会議に付した案件・・・・別紙日程のとおり

開会9時30分閉会10時27分

令和6年第2回長与町議会定例会 議事日程(第5号)

令和6年6月14日(金) 午前9時30分 開議

	T	十月9時30%	分 開議
日程	議案番号	件名	備考
1	38	令和6年度長与町一般会計補正予算(第2号)	※総務 ※産業
2	発議2	ガザ地区における人道的停戦を求める決議	
3	_	議員派遣の件	
4	_	委員会の閉会中の継続調査申し出	

〇議長(安藤克彦議員)

皆さんおはようございます。ただ今から本日の会議を開きます。

日程第1、議案第38号令和6年度長与町一般会計補正予算(第2号)を議題とします。 ただ今議題とした議案について、委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長。

〇11番(金子恵議員)

皆さまおはようございます。議案第38号令和6年度長与町一般会計補正予算(第2号) の総務厚生常任委員会に付託されました部分の報告を申し上げます。審査日は令和6年 6月10日、委員全員出席の下、説明員として関係所管管理職ならびに職員を招き審査を 行いました。提案理由、主な内容としては、総務部総務課では、被爆遺構の説明板作成の ために22万5,000円を計上。契約管財課では、長与駅駅舎維持補修委託料として、 令和6年度実施分840万円を計上。地域安全課では、チェーンソー隊設立に係る経費と して165万円、また、防災行政無線操作卓更新業務委託料として1,592万8,000 円を計上。情報政策課では、システム改修業務委託料として124万9,000円を計上。 企画財政部政策企画課では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3,10 0万円を増額計上。また、結婚新生活支援補助金として810万円を計上。財政課では、 今回の補正予算に係る財源調整として、財政調整基金繰入金1億8,681万6,000 円を計上。住民福祉部住民環境課では、当初予算に計上していた太陽光発電設備等の設置 助成事業に対する県補助金の追加交付分913万9,000円を増額計上。福祉課では、 福祉介護職員の処遇改善に伴い、障害自立支援給付費審査システムの改修等に係る経費 に対する国の補助金を計上。こども政策課では、子育てを行う多子世帯の経済的負担の軽 減を図るため、生計を一にする子の年長者からカウントして第三子以降の保育料を無償 化する。また、医療的ケア児等訪問型レスパイト事業の利用時間の拡充を行うための事業 費補助金を計上。健康保険部健康保険課では、新型コロナウイルスワクチンの副反応によ る健康被害への給付金およびそれに対する国庫負担金を計上。議会事務局では、議会運営 の効率化を目的にタブレット端末導入、運用に係る必要経費を計上。以上の説明がありま した。主な質疑として、総務部地域安全課では、チェーンソー隊とはどのようなものか、 また目的は何かの質疑に対し、消防団の力向上モデル事業に応募し、長崎県内で長与町の みが採用された事業。団長、副団長3名、本部分団を除く各分団から2名、合計21名で 活動する。今までも災害時など個人所有のチェーンソーを用いて倒れた樹木などの伐採 を行っていた。今後は消防団活動の中で、継続していきたいと考えている。総務課、契約 管財課、情報政策課は、特記すべき質疑はありませんでした。企画財政部政策企画課にお きましては、結婚新生活支援補助金の近隣市町との比較はの質疑に対し、結婚新生活支援 事業は、令和5年4月1日現在、県内では9市3町が導入、国の制度は39歳以下が30 万円、29歳以下が60万円で、若い人に手厚い補助となっている。これは少子化対策と して国の制度を活用するため年齢制限がある。本町においては今年度一律10万円で多

くの世帯に支給する。この補助金は何に使えるのかの質疑に対しては、町内に移住するための住宅購入費、住宅リフォーム費、住宅賃借費、これは賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料、および引っ越し業者などに支払う引っ越し費用となるとの答弁でした。財政課では、特記すべき質疑はありませんでした。次に、住民福祉部こども政策課では、レスパイト事業費補助金が増額になっている。医療的ケア児に対する看護体制が確認できたということかの質疑に対し、対応できる事業者がいたことで時間数を伸ばしたとの答弁でした。次の質疑として産後ケア委託料の対象人数はに対し、令和6年度は、ショートステイ6人、デイケア125人を見込んでいるとの答弁でした。次に住民環境課では、脱炭素化重点対策加速化事業補助金の増額理由は何かに対し、県の追加交付の募集に対し、本町の追加要望分の交付決定を受けた。福祉課では、特記すべき質疑はありませんでした。次に、健康保険部、こちらの健康保険課でも特記すべき質疑はありませんでした。次に、健康保険部、こちらの健康保険課でも特記すべき質疑はありませんでした。次に、健康保険部、こちらの健康保険課でも特記すべき質疑はありませんでした。次に、議会事務局議事課におきましては、タブレット購入は一般競争入札になるのかに対し、一般競争入札が考えられるが、共同調達などを含め他の方法も検討したいとの答弁がありました。以上、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

〇議長(安藤克彦議員)

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続けて報告を求めます。

産業文教常任委員長。

〇9番(中村美穂議員)

皆さんおはようございます。令和6年第2回本会議におきまして、産業文教常任委員会に付託された議案について報告いたします。審査日は令和6年6月10日、委員全員出席の下、説明員として関係所管管理職ならびに職員を招き審査いたしました。議案第38号令和6年度長与町一般会計補正予算(第2号)分割付託分の提案理由、主な内容は、建設産業部産業振興課では、農村地域防災減災事業設計業務委託料263万3,000円は、町内の防災重点ため池のうち、4池について劣化評価調査を実施するもの。農林業農山村構造改善加速化事業補助金600万円は、認定新規就農者がハウス1棟を建てる費用に対する補助金。販路開拓支援事業補助金15万円は、町内事業者の販路開拓を支援する補助金で、新規計上するもの。土木管理課では、長与駅駅舎維持補修委託料2,160万円は、2カ年で取り組む長与駅駅舎改修工事の令和6年度分。九州旅客鉄道株式会社への委託となり基本協定を締結する予定。道路維持費の測量設計委託料1,100万円は、町道西高田・日当野線舗装補修設計と町道ニュータウン33号線のり面地質調査業務。町道等維持補修工事費2,100万円は、町道導高田線の舗装補修を予定。都市計画課では、公有財産購入費2,778万5,000円は、高田南土地区画整理事業の事業推進のため、土地開発基金により取得した土地を公有財産へ移し替えるもの。町営住宅調査設計委託料

270万円と町営住宅補修工事費4,900万円は、東高田町営住宅長寿命化外壁補修工 事に係る分を計上。教育委員会教育総務課では、小学校費の修繕料298万2,000円 は、昨年度末に長与小学校の高圧ケーブルの損耗に伴う停電が発生し、その復旧に想定外 の予算が必要となったため増額。設計監理委託料1,500万円は、高田小学校の南側、 町道百合野口線および高田小学校線に接するのり面に風化が見られるため、調査測量と 対策工の設計を行うもの。 一般備品購入費は、学校の端末の通信負荷の軽減やWebコン テンツのフィルタリングを行う機器の入れ替えを小学校、 中学校ともに行う。 学校教育課 では、歳入の学校給食食材費負担金は、子育て世帯への支援を目的として、学校給食費の 1 食当たり30円の値上げ分を新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金によ り補助するため2,350万2,000円減額するもの。歳出の賄材料費は、確定した児童 生徒数等で算定を改め478万1,000円減額する。生涯学習課では、歳入の障害者ス ポーツ振興事業委託金は、障害のある人ない人と共に身近な地域でスポーツを実施する ためにパラスポーツの用具を整備し、環境を構築する事業で、歳出で備品購入費として町 民体育館に卓球台を購入するもの。働く婦人の家の工事請負費52万7,000円は、空 調設備の改修費用1基分。以上の説明がありました。主な質疑といたしまして、建設産業 部産業振興課の質疑は、ハウスの補助金は国や県の補助もあると思うが、どれくらいの割 合で、個人負担はどれくらいかに対し、県2分の1、町10分の1、残りが個人負担で事 業費の1,000万円までが補助の対象であるという答弁でした。販路開拓支援事業補助 金の内容はに対し、町内幅広い事業者が物産展などに出展するための経費の補助で、1事 業者事業費10万円までの2分の1を補助、3事業者を想定。土木管理課では、長与駅の 改修工事はJRと協定予定とのことだが、JRと分けて発注できるものもあるのではな いかに対し、基本的にはJR指定業者による近接工事になるが基本協定を協議する中で、 できる部分がないか洗い出してみるという答弁でした。西高田線街路事業の進捗状況は に対し、事業費ベースで令和5年度末は91%、建物移転は残り1棟で交渉中との答弁で した。都市計画課では、東高田町営住宅補修工事の内容はに対し、長寿命化計画でF棟と G棟の2棟の外壁補修を予定、今年度で完了するという答弁でした。 教育委員会教育総務 課では、一般備品購入費のフィルタリングの機器の入れ替えが高額だが内容はに対し、小 学校5校分と中学校3校分、計8校分で、通信速度の負荷軽減を担う装置、無停電装置、 フィルタリングを行うソフトウエアであるという答弁でした。 学校教育課では、当初予算 で学校給食費が上がる時に交付金を充てることができなかったのかに対し、当初予算段 階では、コロナ交付金があることが明確ではなかったという答弁でした。給食費1食当た り30円の補助は今年度分までなのかに対し、30円の値上げ分の補助については、今年 度限りと考えているという答弁でした。生涯学習課では、卓球台を購入するとのことだが 何台購入するのかに対し、卓球台15台と防球フェンス1. 4 メートルと 2 メートルの分 を各30台購入予定であるという答弁でした。以上のような質疑が行われ、全会一致で原 案のとおり可決すべきものと決しました。以上で報告を終わります。

〇議長(安藤克彦議員)

これから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第38号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

5番、八木議員。

〇5番(八木亮三議員)

私は議案第38号令和6年度長与町一般会計補正予算(第2号)について、賛成の立場 から討論いたします。本補正予算は、歳入歳出にそれぞれ3億8,636万6,000円を 追加し、予算総額を156億4,580万8,000円とするものですが、今年度一般会計 当初予算が、町長選挙前のいわゆる骨格予算であったのに対して、本補正予算は肉付け予 算、つまり現町長のまちづくりの姿勢や政策がそこに反映されるものであり、その点も踏 まえて審査をいたしました。消防費約2,250万円は、県内で初となる消防団チェーン ソー隊の新設や防災行政無線更新などの予算で地震や豪雨災害が頻発する時代を反映し ており、不測の事態に備えて町民の安心安全を守ろうという本町の防災意識が表れてお ります。医療的ケア児等訪問型レスパイト事業の利用可能時間を現行の年間24時間か ら96時間へと大幅に増加させる予算は、町内の当事者の声を基にした私の昨年12月 の一般質問の内容に対しての回答ともなるものであり、今回の予算計上を当事者の方も 大変喜んでおります。看護師確保の調整をしてくださった所管課の皆さまに感謝いたし ますとともに、町長におかれましては、今後も当事者の声を聞き自分だったら現状の制度 で納得できるだろうかと自分ごととして考え、障害者福祉をさらに推進していただくこ とをお願いいたします。結婚新生活支援事業810万円については、10年ほど前は40 0人を超えていた出生数が令和5年度は231人と急激な少子化をしている中で、本町 での結婚子育てを応援するものとして期待いたしますが、制度があることを知らずに結 婚した人に事後的にただ進呈するような性格のものにせず、本町での結婚を後押しする 実効性のある運用にしていただきたいと思います。大型事業としては、2 カ年にわたる長 与町駅舎の内外装工事関連約3,000万円がありますが、鉄道は、本町に住みたい住み 続けたいと思ってもらえるための大きなアドバンテージであり、住民の通勤通学などに 欠かせないライフラインですので、この先も長年の使用に耐えうるようしっかり行って いただきたいと思いますが、工事に当たっては駅利用者に危険がないようにしていただ くのはもちろん、駅の利用上の不便を最小限にとどめること。また、内装に関しては、J Rで本町を初めて訪れる人にとって長与町の改札を抜けた所が本町の第一印象になる言 わば本町の顔にもなる場所ですので、慎重にそのデザインを協議し決定していただきた いと思います。その他、公費接種対象者へのコロナワクチン接種委託料からは公衆衛生の 増進の姿勢が、小中学校のフィルタリング装置更新予算や高田小学校のり面工事設計監 理予算からは安全な教育環境維持の配慮が、農業振興費からは一次産業保護の観点などが認められ、本予算を通して町長および町長以下町職員の皆さんが長与町ならではの良さを維持しながら、少子高齢化や温暖化が急激に進む時代性に即した施策を日々研究し、取り入れていることが分かる予算編成であると考えます。その他の予算についても慎重に審査し、問題はないと判断いたしましたので、賛成いたします。

〇議長(安藤克彦議員)

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第1、議案第38号令和6年度長与町一般会計補正予算(第2号)を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2、発議第2号ガザ地区における人道的停戦を求める決議を議題といたします。 ただ今議題としています議案について、提案理由の説明を求めます。

八木亮三議員。

〇5番(八木亮三議員)

では早速、発議第2号ガザ地区における人道的停戦を求める決議に関しまして、提案理由を申し上げます。

昨年10月に発生したパレスチナ組織ハマスによるイスラエル国内でのテロ行為に対 してイスラエル国が報復攻撃を行う形で始まり、現在もなお続いているガザ地区におけ る戦闘について議員各位も連日の報道などをご覧になり、憂慮なさっておられることと 思います。パレスチナ自治区住民とイスラエルの間の戦闘、報復は、市民による日常的な デモとその鎮圧行為のような小規模なものから、周辺のアラブ諸国を巻き込んだ第1次 中東戦争のような大規模なものまで、今から100年以上前、イスラエル建国の以前から 繰り返されてきたもので、その歴史的背景は複雑なものですが、それがたとえどのような 経緯であったとしても、ハマスの人質行為もパレスチナの一般市民を犠牲にすることも 辞さない報復攻撃も双方とも国際法違反であり、一刻も早い停戦が望まれます。イスラエ ルは核兵器の保有について肯定も否定もしていないものの、同国が核を保有しているこ とは国際社会において事実上公然の秘密であり、長崎大学核兵器廃絶研究センターの見 解でも、2021年末の時点で90の現役核弾頭を保有していると推定されております。 2013年12月には、同国のイスラエル国ですね、イスラエル国の元国会議長アブラハ ム・バーグ氏が核兵器の保有を認める発言を行っており、また、昨年11月には、アミハ イ・エリヤフ遺産省がハマスとの戦闘において、核兵器使用も選択肢の一つと発言したこ とも記憶に新しいところです。一昨年、直接被爆地である長与町の議会として本町議会は、

ロシアによるウクライナ侵攻に厳重に抗議する決議を全会一致で可決いたしました。そ の中で、核兵器の使用を示唆する発言や核兵器を背景とした武力行使を看過することは できないと明言しております。今回の決議案は、必ずしも核兵器使用の可能性の有無を背 景にしたものではありませんが、同じく被爆地である広島県議会、広島市議会なども平和 的解決を求める決議を行っており、その他全国で300以上の地方議会が同趣旨の意見 書また決議を採択しております。そのような中、今回の紛争がさらに長期化し、万が一イ スラエルが核兵器を使用した場合、その最悪の事態を事前に想定もせず停戦を求める言 論を何もなしてなかったとしたら、直接被爆地の議会として、その理由を長与町民に説明 できるでしょうか。本決議は、本町議会の世界平和を求める姿勢の表明のためと考えてお り、両国の大使館等への送付は考えておりません。同様の決議を行った広島市議会も機関 意思の表明のためであり、送付等は行っていないとのことでした。現実的に本決議が停戦 に直接つながるとまでは思っておりませんが、決議は重要な意思形成行為であり、長与町 民の代表である我々議員が平和を願う町民の代表として、この痛ましい事態をどう考え ているか示す意義は大いにあると考えます。この人道危機的な状況がこのまま続くと、7 月までに111万人のガザの一般市民が飢餓に陥るとも国連で報告されております。言 論の府として、このような悲劇に沈黙を貫くべきではありません。最後に、参考までに昨 日6月13日の衆議院本会議において、超党派議員連盟が提出した同趣旨の決議が賛成 多数によって採択されたことも申し添えます。決議案は、議員各位が内容について十分に 検討できるよう、議案を今定例会の議案配布日である先月30日までに、全議員の引き出 しにお配りしておりました。議案提出自体も議員必携にあるとおり、会期中である先週金 曜日に正式に3名の賛成議員の署名を添え提出しておりますので、手続等に何ら瑕疵は ないと考えております。決議文を熟考できる時間はあったと考えますので、その内容と本 提案理由をご理解いただき、議員各位におかれましては、長与町の町民の民意を代表する 立場である自覚と矜持に基づき、賛成いただけますよう何とぞよろしくお願い申し上げ ます。以上です。

〇議長(安藤克彦議員)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、山口議員。

〇12番(山口憲一郎議員)

今決議案が出まして、八木議員が言われることは本当にもっともな意見だと思っております。誰しもが思っていることだと思っておりますけども、一つ質問をさせていただきたいと思います。令和3年9月の定例会、請願だったんですけども、排他的経済水域の漁業問題に関する際に、議員は既に国が取り組んでいるので不採択が妥当と言われております。今回のこの問題についても、もう私は本当に重要な問題だと思っておりますけども、国がもう取り組んでおるところでありまして、その辺が前回の考え方と今回の考え方が

八木議員のちょっとその辺が私も分かりませんので、その辺の評価の捉え方をどのよう に捉えているか、お考えをお示しいただければと思っております。

〇議長(安藤克彦議員)

八木議員。

〇5番 (八木亮三議員)

そうですね、まず最初に申し上げますと、今回のこの決議について皆さまには内容を読んでいただき、皆さまがこの内容に賛成できるか反対できるかでありまして、私の賛否といいましょうか、当然、提案者ですから賛成ですが、その考え方というのは、その判断に影響するのかちょっと私にはよく理解できませんが、まずもって請願と異なって請願は意見書の提出を求めるものでありましたので、言わば実効性のある取り組みを政府等に求めるものでしたが、今回の決議については、先ほども少し触れましたが、本町議会の意思の表明、平和を求める町民の代表としてその意思を表明するもので、例えばイスラエル大使館等への送付を考えていないと申し上げましたことからも、これによって実際に戦争が止まるとまでは私も考えてはおりません。ただ、繰り返しですが、本町議会、本町議会議員がどのような考えでこの事態を捉えているかの意思表明そのものが意義だと考えておりますので、そのように判断していただければと思います。

〇議長(安藤克彦議員)

他に質疑はありませんか。

11番、金子議員。

○11番(金子恵議員)

幾つか説明の中でお聞きしたこともありますけれども、個人的にちょっとお聞きしたいことが幾つかあるので。まずこの問題に対して実現するかどうかは分からないけれども、その意思表示として、議会にその意思表示として決議案を提出したという内容のことだったというふうに思いますが、本当に平和を求めるのであれば請願とか意見書提出というのを考えられると思うんですか、そこに至らなかった点はなぜでしょうか。本当に真に求めるのであれば住民の声を前段で集めて、それを一つの形にするという手だてもあったのではないかというふうに思いますが、その点はどうだったのかという点と、それとこの決議案を、採択されるか不採択かは分かりませんけれども、この決議案を通じてどのような効果を期待しているかというのは、今説明の中でもございましたけれども、改めて最大なる効果が何かがあると紹介人が思うところがあれば、そちらをお聞かせください。

〇議長(安藤克彦議員)

八木議員。

〇5番(八木亮三議員)

まず、請願でない理由というのは、請願自体は、当然、請願者がいて紹介議員という形になりますので、そのような直接的な請願を行う住民等はいらっしゃらないということでありますが、加えて請願でないにしろ決議であるにしても意見書等の送付をしない理

由に関しては、先ほどのちょっと繰り返しにはなりますが、決議はあくまで機関意思の表 明という意味合いそのものがそもそもあるもので、送付すべき法的根拠もなく送付を前 提とは今回しておりません。2年前、ロシアのウクライナ侵攻へ抗議した決議案に関して はロシア大使館等へ送付しておりますので、同様に送付をすべきという考え方は非常に 理解できますが、イスラエルは、国として日本に大使館があるのに対して、パレスチナは 大使館がなく、代わる常駐総代表部というのはありますが、そもそも今回の戦闘はパレス チナとイスラエルではなく、イスラエル国対ハマスというパレスチナの一武装勢力のも のであり、パレスチナの代表へこの停戦を求める決議を送付することは、むしろそのパレ スチナがハマスと関係があるかのような形にもなりかねず、ちょっと送付は難しいと考 えておりまして、一方の当事国だけに、イスラエル国の大使館だけに送るというのは、公 平性を欠くような面もあるのかと考えております。また昨日、衆議院で同様の決議が可決 されたと申し上げましたが、それに伴って、それを受けて昨日の衆院本会議で、上川外相 が関係国と連携して国連やG7を活用し、停戦の環境整備に努めるとしておりますので、 これはこれに期待をしております。ですので今回の決議についての効果は、直接的な停戦 の効果に結びつくとは直ちには考えておりませんが、それは例え大使館に送付したとし ても、2年前ロシアへの抗議の決議を可決したときも、我々もそれをロシア大使館に送っ たから長与町議会が抗議すると、大使館に送ったから戦争が停まるとまでは恐らく考え てなかったと思います。ですので、送付した、しないという違いはありますが、あれはあ くまで本町議会の平和を求める意思表明が主眼であったと考えておりまして、今回も同 じと考えております。また、ただ効果が全くのゼロかというと、先ほど申し上げたとおり 既に日本全国の地方議会約300を超える地方議会が可決しておりまして、当然これが 数となれば、もっと多くの数となれば一つの力となり、昨日あくまで衆議院では超党派の 議員連盟の提案が賛成多数で可決されたにとどまりませんので、さらに政府が正式に停 戦等の環境整備に当たる後押しにはなるのではないかと個人的には考え期待しておりま す。

〇議長(安藤克彦議員)

金子議員。

〇11番(金子恵議員)

ありがとうございます。よく分かりました。先ほど説明を頂きましたけれども、その中でイスラエルの核保有に関して公然の秘密であると。それと21年度の末時点で90の現役核弾頭を保有していると、長崎大学の核兵器廃絶研究センターの見解でもあるというふうに説明を頂きましたけれども、議員の発言というのは、しっかりとしたデータ、根拠に基づいた公の場での発言が必要と思いますが、このような推測、臆測での発言はどうかなと思いますが、それをその説明の中に盛り込んだ理由というのをお一つお聞きしたいのと、それと前回の請願との中で違いは縷々おっしゃっておられましたが、そのときに国もやっているからという内容、簡単に言えば、国ももうしっかりと対応をしてるから必

要はないと、請願の可決の必要はないということでしたけれども、今回のことに関しても 日本はしっかりと遺憾の意思を表明して取り組んでいるというふうに考えております。 その点はどういうふうにお考えでしょうか。

〇議長 (安藤克彦議員)

八木議員。

〇5番(八木亮三議員)

まず最初のご質問ですね、イスラエルの核保有についてですが、まずその長崎大学核兵 器廃絶研究センターは、世界的なそういった核兵器に関する研究をしている専門家の論 文を基にこの推測を出しておりますので、これは私は単純な推測というふうには考えて おりません。ただ、たしかにおっしゃるとおり、その90という数までが正確かというと そこまでは分かりませんが、あくまでこの長崎大学核兵器廃絶研究センターの報告とし て、数は述べさせていただきました。ただそもそもイスラエルは国自体が核の保有をして いるともしていないとも言わない、いわゆる曖昧政策を意図的に取っておりまして、持っ ていなければ持っていないと言えば済むだけのことを国として国策として曖昧政策を取 っております。つまり持ってるかもしれないという核をちらつかせた脅威を周辺国に与 える外交政策を取っているものであり、こういったものを容認することは被爆地の議会 として、私はやはり認められないのではないかと考えております。また請願、一昨年です ね、請願についてですが、ちょっと私もその請願の時のことを全く正確とまでは覚えてお りませんが、一つ言えるのは、中国の排他的経済水域等への侵入等については、これから 対策を行うのではなくて、あのとき私も討論の中で細かく述べたと思うんですが、既に内 閣でもう、追加の配備であったり警備体制などを取るという具体的な施策が取られてい る。もしくはこれから取ることが確定しているので、既に取られていると申し上げたつも りですが、今回まだ昨日、超党派議連の決議が通っただけで、実際のところ具体的に日本 がこの戦争を停めるために何か直接的な行動を起こしたとは考えておりませんので、ま だまだこれからもっと積極的に停戦の先ほどの上川外相の言にもあったように環境整備 等に当たっていただきたいと。この決議案、全国の多くの議会が採択することがその後押 しになればと考えております。以上です。

〇議長(安藤克彦議員)

金子議員。

〇11番(金子恵議員)

分かりました。ちょっと揚げ足を取るようで本当申し訳ないんですけれども、日本は直接的な支援はしていないというふうにおっしゃられましたけれども、実際には国連を通してとかガザ地区への支援というのは、しっかりとやっているというふうに私の方は理解をしております。長崎県議会、長崎市議会においては、まだこの決議案を提出をしていないと。被爆県として、そこは必要ではないか、長与町から声を上げるということの趣旨だと思いますけれども、それではなぜ長崎県議会と長崎市議会、この県内の議会が上げな

かったのかということに関しては、どのような見解をお持ちでしょうか。

〇議長(安藤克彦議員)

八木議員。

〇5番(八木亮三議員)

長崎市議会では3月議会定例会で、どっかの会派から提案されたものが否決されたと聞いております。ちょっと詳細までは聞いておりませんが、必要がないというその反対意見にあったそうです。ただ、これが具体的に詳細にどういう意図なのかは申し訳ないんですが、他議会のことですので私も調べてはおりませんが、少なくとも今回の決議案については、長崎県議会や長崎市議会がなぜ採択していないのかということは、全く関係がないと思うんですよね。本町議会がこのような議会議員がこのような停戦の意図を示すべきかどうか、皆さまそれぞれが判断して賛否を出していただく、これしかないと思います。県議会、市議会のことは、ちょっと私には分かりません。

〇議長(安藤克彦議員)

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただ今議題となっています発議第2号は、会議規則第39条第3項の規 定により、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、発議第2号は、委員会付託を省略することに決定しました。これから発議第2号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

12番、山口議員。

〇12番(山口憲一郎議員)

私は、この発議に対して反対の立場で討論を行います。決議に関して内容的には理解するところではありますし、早期の停戦や和平を願う気持ちは全議員同じであると思っております。しかし、果たしてここで決議を行う必要性があるのか、甚だ疑問であります。八木議員のSNSには、この件に関してニュースより先に自分は議長に提案をしているという趣旨の個人的な人気取り、実績作りのためのパフォーマンスとも思える投稿があり、垣間見えるいやらしさに本気度がうかがえません。また、議員は令和3年9月議会での討論の中で、一定請願内容に理解は示しつつも本請願で求められている内容は、必要十分な範囲で既に国が取り組んでいるものと判断し、不採択が妥当と発言をされております。今回の件は、国も遺憾の意思を明確に示し、国際社会にも平和的解決を呼びかけております。国連の中における日本の立場も明確にしています。国は既に取り組んでいるのです。提出者の論理ならば、反対すべきではないかと思います。以上の点から本議案には反対します。終わります。

〇議長(安藤克彦議員)

次に、賛成討論はありませんか。

10番、安部議員。

〇10番(安部都議員)

本決議文に対しましては、私は提出者と同じような内容の同様の趣旨だということで、長く言わせていただかないで、ちょっと短い一言で言わせていただきます。このような痛ましい戦争により幼い子どもから高齢者まで、罪のない一般市民が犠牲となっております。1日も早い停戦と通常の日々に戻ることを願います。また、長与町議会で決議文を採択されることで、社会に対する大きな意義があると思いますので、私は本決議に賛成といたします。以上です。

〇議長(安藤克彦議員)

次に、反対討論はありませんか。

11番、金子議員。

〇11番(金子恵議員)

今回のガザ地区における人道的停戦を求める決議に対し、反対の立場から討論いたし ます。停戦を求める決議には平和と安定をもたらす可能性がある一方、具体的な状況や背 景を考慮する必要があります。情勢を深く理解し関係する国際法や人道法に基づいて客 観的な判断を行うことが重要です。また、日本国民としての立場は、日本政府の指針や外 交政策に従うことも重要です。政府の立場や国際社会の意見を考慮した上で、賛否を判断 することが適切だというふうに私は考えております。安全や平和の維持に尽力するため には状況を冷静に判断し、関係各国との対話や協力に努めることが重要ですが、外務省に よると、日本政府はガザ地区に対する緊急支援を積極的に行っています。国連を通し、食 料、がれき除去、水、衛生、医療、このような人道支援を実施するなど、引き続きガザ地 区の復興支援に取り組んでいるのです。これらを総合的に考えると、提出者が以前、我が 国の領海排他的水域での安全な漁業活動の実現を求める意見書、請願反対討論時に述べ た国としても取り組んでいることからその必要性は低いとした発言、反対討論の内容と 同じと考えております。また、本気で停戦を求めるものであれば意見書、請願のように提 出先をはっきりさせたものにしてもよいのではという疑問もあります。その時々のパフ ォーマンスに走った決議ではなく、真からの平和を願う活動、手段はあるはずです。長与 町議会各議員の判断と他力な部分が気になるところです。議員からは、ローマ教皇フラン シスコも停戦を呼びかけているから前向きに検討してほしいという連絡がありましたが、 教皇様は世界各地の紛争に対しスピーチを行い、全世界の平和を訴えたものです。また、 八木議員のSNSの投稿には、他人を批判する内容が目立ちます。自分自身の考え方のみ が正しく、そうでないものはおかしいという考え方を捨てていただきたい。同じ住民から 選ばれた議員として責任を持って、その時々の判断をそれぞれの議員が行っていること は理解すべきだと思います。決議文の内容は当然のことであり、誰もが心から願っている

ことです。決議の内容に関しては理解いたしますし、反対部分も見られません。しかし、 先ほど述べた請願時の反対討論で述べられた内容と今回の発言に整合性が図られていな い点、また、真に平和を求めているのか違和感が拭えず、パフォーマンスとしか感じられ ないことから反対といたします。

〇議長(安藤克彦議員)

次に、賛成討論はありませんか。 13番、堤議員。

〇13番(堤理志議員)

私は発議2号について、賛成の立場から討論を行います。外務省のホームページでガザ 情勢を閲覧いたしました。そうしますと、イスラエル側またパレスチナ側双方に枚挙にい とまがないほどの事件、紛争の歴史が列挙されております。今回の戦闘は、こうした紛争 の火種の中、パレスチナのイスラエル組織ハマスが昨年10月大規模攻撃をイスラエル に対して開始したことに端を発し、これへの報復が拡大して大規模な戦闘へとつながっ たようであります。ハマスによるイスラエル民間人の殺害や誘拐はいかなる理由があろ うとも絶対に許されることではなく、強く非難をいたします。一方、現在行われているガ ザ地区へのイスラエルの報復攻撃は、女性や子どもたちにおびただしい数の犠牲が出て おり、イスラエル寄りのアメリカ合衆国でさえ、訪問先のイスラエルにおいてブリンケン 国務長官が民間人の犠牲者があまりにも多いと述べるほどであります。現在日本国もま た国連も人道支援団体もこれらの解決のために尽力をしております。また、多くの長与町 民からもこの痛ましい子どもたちの死亡に際して、平和的な解決を望む意見を私の下に も寄せられております。長与町議会は令和4年3月議会で、ロシアのウクライナ侵攻を非 難する決議を全会一致で行いました。その後の議会広報を読んだ多くの町民から、自分の 思いを議会が代弁してくれたと激励や感謝の言葉が寄せられました。膠着状態だから議 会が何も行動しないのではなく、膠着状態だからこそ町民の願いを議会の決議として発 信する意味があるんだと、このことを私は先の決議の採択で痛感をいたしました。この決 議が採択されますと、既に本国の各地方自治体でも数百の議会で同様の決議が採択され ているということでございますが、さらにこれらの動きが広がりを見せ、平和的解決を求 める世論をさらに生み出す力になることは間違いがありません。以上の理由から町民の 理性そして平和の願いを住民の代表機関として発信することに意義があると考え、皆さ まの賛同を呼びかけて討論といたします。

〇議長(安藤克彦議員)

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

賛成、反対、いずれでも結構です。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第2、発議第2号ガザ地区における人道的停戦を求める決議を採決しま

す。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立少数)

起立少数。よって、本案は否決されました。

日程第3、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。会議規則第129条の規定により、お手元に配布のとおり議員を派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、お手元に配布のとおり議員を派遣することに決定しました。

日程第4、委員会の閉会中の継続調査申し出を議題とします。

総務厚生常任委員長、産業文教常任委員長、議会運営委員長、議会広報広聴常任委員長 から目下委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元 に配布のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、今期定例会に付議されました議案の審議は全て終了しました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、今期定例会において議決された案件につきまして、字句、数字、その他軽微な整理を要するものがあった場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、これら整理を要するものにつきましては、議長に委任することを決定しました。

次に、閉会に当たり町長から発言の申し出がありますので、これを許可します。 吉田町長。

〇町長(吉田愼一君)

皆さん大変お疲れ様でした。閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。令和6年第2回定例会におきましては、去る6月4日の開会以来、本日に至るまでの11日間にわたり開催をしていただきました。議員各位におかれましては、本会議ならびに各委員会、大変お疲れさまでございました。本定例会では、10名の議員の皆さま方から質問を頂きました。町政発展の立場からご意見、ご指摘を賜り、心から感謝を申し上げる次第でございます。また各議案につきましても慎重にご審議を賜り、ご決定をいただきました

ことに対しまして、重ねて感謝を申し上げる次第でございます。初日の所信表明でも述べさせていただきましたが、今後とも住みたい、住み続けたい、住んで良かったと思っていただけるよう100年安心の街づくりに取り組み、幸福度日本一の長与町の実現を目指し邁進をしてまいりたいと思っておりますので、議員の皆さま方におかれましては、引き続きご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。さて、今年は平年に比べ全国的に梅雨入りが遅い傾向となっておりますが、梅雨の期間における雨量は、全国的に平年並みか多いとの予測が出されておりまして、加えまして、今年も大雨には警戒が必要との見解が出されておるところでございます。これから大雨や台風などによる自然災害が起こりやすい季節となりますが、町といたしましては町民皆さまの生命、財産を守るため関係機関団体との連携を図り、これからの季節に備えてまいりますので、皆さん方におかれましても引き続きお力添えを賜りますよう、お願いを申し上げる次第でございます。また、これから蒸し暑い日が続き体調を崩しやすい時節でもございます。議員各位におかれましては、ご自愛いただき引き続き本町の発展のためにご活躍をいただきますようご祈念申し上げ、閉会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

〇議長(安藤克彦議員)

これにて会議を閉じます。

令和6年第2回長与町定例会を閉会いたします。

(閉会 10時27分)